

第3編

震災対策編

第1章 災害予防計画

●地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる市域をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

●災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床(ベッド)、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、県民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

また、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。また国(内閣府等)と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

●災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、市に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、市や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市、県及びその他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 地盤災害予防計画

市は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画

的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害の予防、及び、地盤災害によって起こる二次災害対策を図るものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第2節「土砂災害等予防計画」に準ずるものとする。ただし、次の事項については、特に留意して対策を推進する。

1 危険箇所の調査

市は、住宅地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難場所等を記入し、県防災担当課、出先担当事業所、市及び消防機関等が保管することにより、地震発生時の迅速な対応を図るものとする。

2 水害防止事業の推進

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

3 土砂災害防止事業の推進

- (1) 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国（国土交通省）等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの法令等に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

4 住宅等の安全立地

市は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するとともに、危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国（国土交通省）等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

5 災害防止工事の促進

市は、危険区域について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を実施する。

6 二次災害の防止

市は、危険物、有害物質などの危険物に関する施設の検査、措置、連絡、環境モニタリングなどを行い、二次災害の防止を図る。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

1 地震に強いまちづくりの推進

市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるもの

とする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 密集市街地の整備

市は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都市防災構造化推進事業の利用

市は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- ①災害危険度判定等調査事業
- ②住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、スーパー、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

2 液状化対策の知識の普及

市は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第4節 消火活動体制の整備

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触等により広域に同時に火災が発生し、特に市街地においては大火災に発展するおそれがある。

市は、地震発生時の出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図るものとする。

1 震災による出火防止

(1) 建築同意制度の活用

市は、消防法の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図る。

- (2) 一般家庭に対する指導
 - ア 地震時における火災防止思想の普及に努める。
 - イ 自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。
- (3) 防火管理者等の教育
 - 防火管理者の講習において、地震時の防火対策について教育する。
- (4) 予防査察等による指導
 - 防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防視察時に指導する。

2 初期消火

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。このため、市及び消防機関は、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。
- (2) 事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに消防法に基づく、消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図る。

3 消防力の整備

市は、次により消防力の強化に努めるものとし、県はこれに対して必要な指導、援助を行うものとする。

- (1) 消防組織の拡充、強化
 - 市は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。
- (2) 消防施設等の整備、強化
 - 地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

第5節 建築物の安全化

市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設（以下、この節において「公共建築物等」という。）については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

また、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

1 建築物等の耐震性確保

市及び公共建築物等の施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検に努める。

2 一般建築物の耐震性強化

市は、昭和55年に制度化された新耐震設計以前の建築物の所有者又は管理者に対し、耐震性強化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性強化を指導する。

3 窓ガラス等の落下物防止対策等

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行い、実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。また、天井等の落下対策についても啓発・必要に応じて改修を指導する。

4 ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、市民に対しブロック塀又は石垣の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、実態調査の結果、危険なブロック塀等の所有者又は管理者に対し、作り替えや生け垣化等を奨励する。

5 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 市及び施設管理者は、公共建築物等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

- ①市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ②学校(専修学校及び各種学校を含む。)、体育館
- ③病院、診療所
- ④劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥運動施設(ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)
- ⑦ホテル又は旅館
- ⑧賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- ⑨老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩博物館、美術館又は図書館
- ⑪遊技場、公衆浴場
- ⑫飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑬理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭工場
- ⑮車両の停車場若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑯自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、市は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(2) 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 市は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

6 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

7 文化財の保護

市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

8 空家等の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

9 ライフライン設備の防災化

設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

10 危険物施設等の安全確保

市内に在する危険物施設を把握し、種別及び対応策を検討、その準備を行う。

第6節 ライフライン設備の機能確保

具体的な計画については、第2編第1章第6節「ライフライン設備の機能確保」に準ずるものとする。

第7節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

市及びその他防災関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 市、県及びその他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備するものとする。
- (2) 市は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 市、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 市、県その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 市、県その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム（S O B O－W E B）及び新物資システム（B－P L o））に集約できるよう努めるものとする。また、市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

第8節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、市、県、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

市は、大規模地震発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

2 災害時優先電話の指定

市は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

市は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

4 通信の多ルート化

市は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

5 通信訓練への参加

市は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

第9節 職員の応急活動体制の整備

具体的な計画については、第2編第1章第9節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第10節 避難体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、市は、市民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「避難体制の整備」に準ずるものとするが、避難所の耐震化には特に留意する。

第11節 防災関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、大規模地震発生時における相互の応援が重要であることにかんがみ、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「防災関係機関との連携体制の整備」に準ずるものとする。ただし、災害応急対策に当たる機関の責任については、次によるものとする。

1 災害応急対策に当たる機関の責任

市及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

第12節 防災中枢機能の確保

防災関係機関は、災害時に機能する施設・設備の充実及び災害に対する安全性を確保するため、防災中枢機能の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第12節「防災中枢機能の確保」に準ずるものとする。

第13節 災害備蓄物資及び資機材の確保

地震災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資及び医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制の整備及び防災資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「災害備蓄物資及び資機材の確保」に準ずるものとする。

第14節 二次災害の予防

被災後の降雨、地震活動等に起因し発生する被害等を防止するため、市は、関係機関と連携して二次災害の予防に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「二次災害の予防」に準ずるものとする。

ただし、被災建築物応急危険度判定技術者の確保については次によるものとする。

- (1) 市は、地震活動等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
そのため、建築業界等と連携し、早急な判定ができるよう努める。
- (2) 市は、地震後の降雨等による洪水、土石流及び急傾斜地崩壊等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとし、これらの危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第15節 防災訓練計画

自主防災組織、事業所、防災関係機関が個別に、また、それぞれ連携のもとに防災訓練を継続的に実施し、地震発生時の対応能力の向上を図るとともに、各自の役割に応じた活動が円滑かつ組織的に行えるよう、市は、総合防災訓練の実施に努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「防災訓練計画」に準ずるものとする。

第16節 防災知識の普及計画

市は、地震発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第16節「防災知識の普及計画」に準ずるものとする。ただし、普及内容等については、以下のとおりである。

1 家庭内の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4) 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣及び門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(6) 火災の防止

消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日ごろから家族で話し合いをしておく。

(1) 地震が起きたときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、要配慮者の避難は誰が責任を持つか。）

(2) 消火器具の備え付け及び使用方法

(3) 家族間の連絡方法

(4) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難路の確認

(5) 安全な避難経路の確認

(6) 非常持出し品のチェック

(7) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

(8) 要配慮者の避難方法

(9) 地震情報の入手方法

(10) 家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備

(11) 災害教訓の伝承

3 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

(1) 身の安全の確保

- ア 机や椅子に身を隠す。
- イ 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
- ウ あわてて外に飛び出さない。
- (2) 火災を防ぐ
 - ア 火の始末をする。
 - イ 火が出たら初期消火に努める。
- (3) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (4) 避難方法
 - ア 徒歩で避難する。
 - イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ウ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
- (5) 応急救護
対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- (6) 救出活動
建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- (7) 自動車運転者のとるべき行動
 - ア 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - イ ラジオで災害情報を聞く。
 - ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - エ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

4 事業所の防災力向上の促進

- (1) 市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。
- (2) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第17節 市民、事業所等による防災活動の環境整備

地震災害時においては、県及び市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害についての十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身に付け、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「市民、事業所等による防災活動の環境整備」に準ずるものとする。

第18節 要配慮者支援計画

市は、県と連携し、災害時において自力での避難が困難な避難行動要支援者に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、震災時の全面的な安全確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

なお、要配慮者利用施設の耐震性の強化には特に留意する。

第19節 その他の災害予防計画

1 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「孤立化集落対策」に準ずるものとする。

2 帰宅困難者対策

通勤や通学、買物及び観光などの出先で地震に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。東京都の調査では、自宅までの距離が10km以内であれば全員徒歩による帰宅が可能であるが、10kmから1km増すごとに10%が帰宅不可能となり、20kmを超えると全員が帰宅困難者となると想定している。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、保護支援などを、平素より検討しておく必要がある。

(1) 普及啓発

市は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者に成りうること、そして、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。

また、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように従業員等の施設内待機や一時滞在施設の確保、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の確保及び提供

市は、帰宅困難者のため、自ら所有・管理する施設等を一時滞在施設として確保するとともに、事業者団体等に一時滞在施設の提供について協力を求める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生する見込みであることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。また、施設管理者との間に、開設の際に必要な情報提供や調整が可能な連絡体制を整備する。

(3) 備蓄物資の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

市は、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙、大型ビジョン、デジタルサイネージや、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。また、家族等との安否確認のため複数の確認手段の有用性や利用方法を周知できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

市は、企業、団体等との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを指定し、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、公共施設のほか、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 災害廃棄物対策

- (1) 市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。
- (5) 市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

4 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

5 復興事前準備

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

市は、住民に最も身近な行政主体として、災害応急対策の実施に当たり、県は市を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、市及び県の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

第1節 地震情報の伝達計画

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、市は、県及び前橋地方気象台から地震情報を受理した場合は、速やかに必要な情報や指示を市民に伝達するものとする。

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水、燃料等の供給)を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

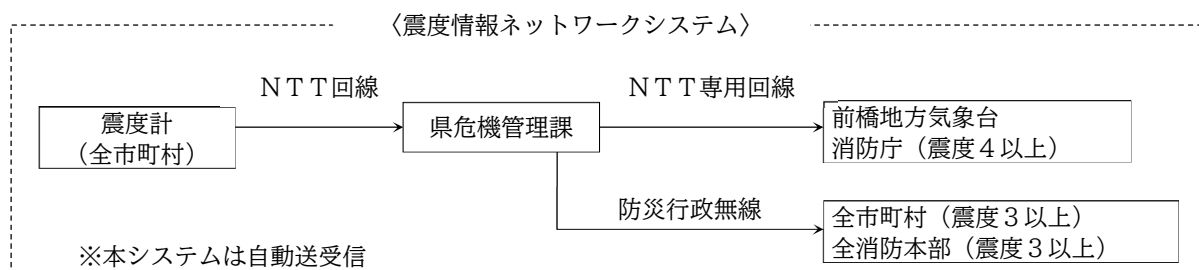
1 地震情報の受理

県及び前橋地方気象台が発表する地震情報等は次のとおりである。

(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の受理

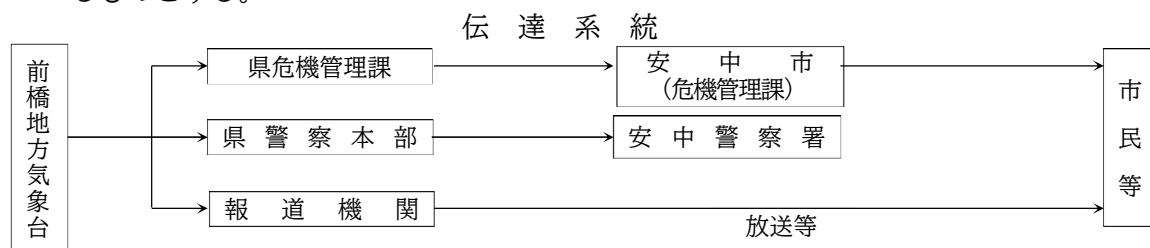
県(危機管理課)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに全市町村及び関係機関に伝達する。

震度3以上の地震が発生した場合は、市はこれを自動受信できる。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の受理

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報（規模、震源、震度等）を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム（インターネット）」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。さらに「防災情報提供システム（インターネット）」により県（危機管理課）、市町村その他の機関に伝達するものとし、市は受理した情報を必要に応じて市民に伝達するものとする。



2 地震情報等の伝達

(1) 伝達方法

市は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受信した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、市民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。周知方法は、おおむね次のとおりとする。

ア テレビ放送、ラジオ放送による方法

イ 防災行政無線、メール配信サービス、X、公式防災アプリ、LINE、広報車及び消防車両による方法

ウ サイレン、警鐘等による方法

エ 伝達組織を通じて周知する方法

(2) その他の措置

ア 市は警報伝達等の徹底を図るため、あらかじめ関係者において地震情報等の受理、伝達、その他取扱いに関し必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

イ 県から地震情報等を受信した場合は、解除になるまで、放送局の放送により状況を聴取するよう努めなければならない。

ウ 災害の発生のおそれがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、地震情報等の逆経路その他により、速やかに県に対し必要な情報を通報する。

第2節 活動体制の確立

地震発生における円滑な初期体制の確立を図り、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市災害対策本部の組織及び職員の動員を次のように定める。

1 災害対策本部の設置

基本法第23条の2の規定により市長は、災害対策本部を設置する。その組織及び編成は、第2編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

(1) 地震発生初期の対策

市長は、市の地域で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行うため、警戒体制をとるとともに、状況により必要な場合は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置するものとする。

(2) 災害対策本部の設置基準

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度5弱以上の地震が発生し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

ウ 震度にかかわらず、市内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生す

るおそれがあるとき。

(3) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、副本部長、先着上級幹部又は危機管理課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ 被害実態の把握（情報収集）

（ア）警察署からの収集

（イ）消防署からの収集

（ウ）報道関係機関からの収集

（エ）県からの収集

（オ）消防防災関係機関からの収集

（カ）職員の実査による収集

エ 被害状況等の報告・連絡、応援要請

（ア）県及び防災関係機関等への報告・連絡

（イ）自衛隊等に対する応援要請

(4) 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

2 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

伝達系統及び方法については、第2編第2章第2節「活動体制の確立」に準ずるものとする。

(2) 休日又は退庁後の伝達系統及び方法

ア 勤務時間外・休日等の連絡体制の強化

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、当直者及び危機管理課職員は、情報等を常に把握し、即時に関係機関に連絡がとれるよう努めるものとする。

イ 動員の伝達

動員の伝達は、固定電話、携帯電話等により行うものとするが、伝達を受けられない場合も予想されるので、次の基準により自主登庁するものとする。

配備体制区分

体制区分	配備区分	状 況	配 備 体 制
警戒体制	初 期 動 員	震度4	危機管理課、まちづくり部、農林課、松井田振興課、上下水道部の指定職員で情報収集及び連絡活動を行う体制とする。
災害警戒本部	警戒本部配備	震度5弱	副市長、全部課長及び指定職員で行う初動体制で、災害対策本部に円滑に移行でき得る体制とする。
災害対策本部	第1号配備	震度5強	特に関係ある部、班の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制で第2号配備に移行し得る体制とする。
	第2号配備	震度6弱以上	所属職員の半数以上の人員を配置して防災活動に当たるもので状況により第3号配備に直ちに切り替え得る体制とする。
	第3号配備	震度6弱以上で被害が甚大な場合	所属職員は、全員を配置して防災活動に従事する。

※但し、被害状況によっては、観測された震度に関わらず、災害警戒本部又は災害対策本部を設置

できるものとする。

ウ 登庁の方法

登庁に当たっては、震災の状況及び道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

エ 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・所属班長に報告する。

オ 登庁の免除等

(ア) 震災により本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

(イ) 道路状況等により、登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

3 職員の惨事ストレスへの対策

職員は救助・救急活動時に大きなストレスを感じる事が想定される。精神疾患などを患うことも考えられるため、定期的な休息、各種身体のケアを行う。

第3節 災害情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、市民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。全国瞬時警報システム（J-ALERT）などを利活用し、迅速な情報の収集とその円滑な活用を図る。

地震発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。また、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡」に準ずるものとする。

第4節 広報活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

具体的な活動については、第2編第2章第4節「広報活動」に準ずるものとするが、震災時における広報内容については、次のとおりとする。

1 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
地震活動の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所

避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の 名称・所在地・対象地区住民の安否	各種相談窓口 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生 活必需品を扱う店舗の営業状況
--	--

第5節 通信手段の確保

地震災害により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替え機能を確保する。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「通信手段の確保」に準ずるものとするが、通信手段の機能確認及び通信施設の復旧、緊急情報連絡用回線の設定については、次によるものとする。

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

市は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

市は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第6節 広域応援の要請

地震災害において、市は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ、円滑化を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「広域応援の要請」に準ずるものとする。

第7節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震が発生し、市民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずるものとする。

第8節 消火活動

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、市及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

具体的な活動については、第2編第2章第8節「消防計画」に準ずるものとする。

なお、被災地内の消防機関及び市民等による消火活動については、以下による。

1 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、市民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

2 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

3 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。
- (3) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事消防保安課）に要求するものとする。
- (4) 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

第9節 二次災害の防止活動

地震活動又はその後の降雨等による水害・土砂災害、地震活動による建築物・構造物の倒壊等に備え、市は、関係機関と連携して二次災害対策を講ずる必要がある。

具体的な活動は、第2編第2章第10節「災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」に準ずるものとし、水害・土砂災害対策及び被災建築物に関するものは、次のとおりとする。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 市は県と連携し、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検について、専門技術者等を活用して行う。建築業界・建設業界等と連携をとり、早急な対応を進める。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 被災建築物の二次災害対策

市は県と連携し、地震活動による建築物等の倒壊に関して、被災建築物応急危険度判定士をはじめとした建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。建築業界・建設業界等と連携をとり、早急な対応を進める。

第10節 避難活動計画

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災拡大等が予想され、地域住民の生命、身体に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「避難活動計画」に準ずるものとするが、地震の被害想定を基本に据え、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

第11節 救助・救急活動

大規模地震時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

具体的な活動については、第2編第2章第12節「救助・救急活動」に準ずるものとする。

第12節 医療活動

地震災害発生時には、広域あるいは局地的に医療助産の救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「医療活動」に準ずるものとする。

なお、東日本大震災を踏まえ、医療機関の役割としての事業継続の観点から、マニュアル及び避難体制の整備には特に留意する。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う。

具体的な活動については、第2編第2章第14節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に準ずるものとする。

第14節 交通の確保

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「交通の確保」に準ずるものとする。

第15節 緊急輸送

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「緊急輸送」に準ずるものとする。

第16節 応急仮設住宅対策

震災により住宅を失い、又は倒壊等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本計画の定めるものとする。

ただし、災害発生直後における救助の対策については、避難計画の定める指定避難所の開設及び収容によるものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「応急仮設住宅対策」に準ずるものとする。

第17節 保健衛生、防疫及び清掃活動

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が悪化し感染症の発生等が予想されるため、市は、指定避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「保健衛生、防疫及び清掃活動」に準ずるものとする。

第18節 行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬

大規模地震発生時には多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「行方不明者の搜索及び遺体の収容・埋葬」に準ずるものとする。

第19節 文教対策

児童・生徒等の生命、身体、安全確保を図るための応急措置、被災して通常の教育ができない場合の適切な応急教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「文教対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握及び学校施設の安全点検等については、次によるものとする。

1 地震情報の把握

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震活動の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

第20節 ライフライン施設の応急復旧対策

道路、橋梁、堤防等の公共土木施設や、水道、電力、ガス、通信等のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「ライフライン施設の応急復旧対策」に準ずるものとする。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第21節 ボランティアの受入れ

大規模地震発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「ボランティアの受入れ」に準ずるものとするが、災害時におけるボランティア活動の種類においては、次によるものとする。

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。その際に、事前に災害ボランティア・専門ボランティアの作業内容・作業量を精査する。

一般ボランティア	専門ボランティア
・避難誘導 ・情報連絡 ・給食、給水 ・物資の搬送・仕分け・配給 ・入浴サービスの提供 ・指定避難所の清掃 ・ゴミの収集・廃棄 ・高齢者、障害者等の介助 ・防犯 ・がれきの撤去 ・住居の補修 ・家庭動物の保護	・被災者の救出（消防・警察業務経験者等） ・救護（医師、看護師、救命講習修了者等） ・被災建築物応急危険度判定（建築士等） ・被災宅地危険度判定 ・外国語通訳 ・手話通訳 ・介護（介護福祉士等） ・アマチュア無線 ・各種カウンセリング

第22節 義援物資・義援金の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し込みが寄せられる。市は、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずるものとする。

第23節 要配慮者への支援活動

社会福祉施設等要配慮者利用施設については、自力での避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等が多数入所又は通所していることから、地震により当該施設が被災した場合、深刻な人身被害が生じるおそれがある。また、これらの避難行動要支援者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、要配慮者利用施設の管理者は、入（通）所者の安全、健康等を確保するため、施設における災害応急対策を積極的に講ずる必要がある。また、市は、要配慮者利用施設の管理者が行う災害応急対策を積極的に支援する必要がある。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「要配慮者への支援活動」に準ずるものとする。

第24節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第3章 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

具体的な対策については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずるものとする。

第2節 原状復旧

具体的な対策については、第2編第3章第2節「原状復旧」に準ずるものとする。

第3節 計画的復興の推進

具体的な対策については、第2編第3章第3節「計画的復興の推進」に準ずるものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

具体的な対策については、第2編第3章第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずるものとする。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

具体的な対策については、第2編第3章第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずるものとする。

第6節 公共施設の復旧

具体的な対策については、第2編第3章第6節「公共施設の復旧」に準ずるものとする。

第7節 激甚災害法の適用

具体的な対策については、第2編第3章第7節「激甚災害法の適用」に準ずるものとする。

第8節 復旧資金の確保

具体的な対策については、第2編第3章第8節「復旧資金の確保」に準ずるものとする。